

7 地方交付税について

(総務省, 財務省)

提案の要旨

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- (1) 地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みの構築
- (2) 仕組みの構築までの間の歳出特別枠・別枠加算の維持
- (3) 頑張る地方を支援するための算定に際する安定的な一般財源総額の確保の優先
- (4) 消費税率等の引き上げに係る影響額の地方財政計画への適切な反映

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

現状及び課題

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならないとされているところ、本県においては、国の法令等の関与が存するなどの義務的経費は、歳出総額の約 9 割を占めている状況にある。
- こうした中で、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」では、「地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず」「地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている」としながらも、「危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある」「国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る」とされている。
そして、危機対応モードから平時モードへの切替えのための重点的取組として、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の 2 つの観点から行う」とされている。
- また、消費税率(国・地方)を平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることが、平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された。

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

- 平成 25 年度地方財政計画において、国が一方的に地方公務員給与の削減を前提に地方交付税等を 0.9 兆円削減した。
- 本来、地方公務員の給与は地方が自主的に決定すべきものであるにも関わらず、地方固有の財源である地方交付税を削減することで、地方公務員の給与削減を事実上強制することは、地方自治の本旨に反し、極めて不適切である。

平成 26 年度概算要求等の状況

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

- 一般財源総額の状況（地方財政収支の仮試算）

	H25 当初予算額 (A)	H26 概算要求額 (B)	対前年度比 (B/A)
一般財源総額	59.8 兆円	60.6 兆円	101.4%
地方税	34.0 兆円	34.8 兆円	102.2%
地方譲与税	2.3 兆円	2.4 兆円	103.6%
地方交付税	17.1 兆円	16.8 兆円	98.2%
臨時財政対策債	6.2 兆円	6.5 兆円	105.2%
地方特例交付金	0.1 兆円	0.1 兆円	94.7%

- 地方の財源不足の状況を踏まえた一般会計からの別枠の加算（1.0 兆円）を要求
- 地域経済基盤強化・雇用等対策費として歳出特別枠（1.5 兆円）を要求
- 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく交付税率の引き上げについては事項要求

提 案 の 内 容

1 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

本県を取り巻く雇用・労働環境は依然として厳しい中で、万が一、地方交付税の「歳出特別枠」、「別枠加算」の廃止がなされれば多額の減収となり、緊急経済・雇用対策の取組に多大な影響を及ぼすなど、県民サービスの低下は避けられないことから、次の点に的確に対応すること。

(1) 地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みの構築

地域経済の活性化や増嵩する社会保障関係費などへの対応のため、地方交付税率の引き上げなど、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確保する仕組みを構築すること。

(2) 仕組みの構築までの間の歳出特別枠・別枠加算の維持

近年、「歳出特別枠」の計上などをもって一般財源総額を確保してきた経緯があり、安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築がなされるまでの間は、地方財政対策として「歳出特別枠」「別枠加算」を維持すること。

(3) 頑張る地方を支援するための算定に際する安定的な一般財源総額の確保の優先

また、地方交付税の算定における「頑張る地方の支援」についても、地方交付税はその交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障するものである以上、地方は依然として厳しい財政環境に置かれていることなどを踏まえ、まずは、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保を優先すること。

(4) 消費税率等の引き上げに係る影響額の地方財政計画への適切な反映

平成 26 年度地方財政計画においては、社会保障 4 経費等以外にも、物資調達コストに要する経費（備品購入費、需用費）など、消費税率等の引き上げに係る影響額を幅広く見込み、適切に反映すること。

2 平成 25 年度地方公務員給与削減に見られるような地方自治の本旨に反する措置を二度と講じないこと

平成 25 年度の地方財政計画で行われた、国が一方的に地方交付税を削減することにより地方公務員の給与削減を事実上強制することは、地方自治の本旨に反し、極めて不適切である。このような措置は二度と講じないこと。

現状及び課題

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

- 広島県では、全国第2位の市町村合併を推進し、86市町村が23市町になった。
合併後の市町の姿を見ると、広島市を除いた団体においては、平均で人口94,545人、面積456km²、人口密度206人/km²と、交付税の標準団体（人口10万人、面積160km²、人口密度625人/km²）と比べ、人口は標準並みとなったが、面積は約3倍と面積要素が乖離している。このため、合併市町においては、著しく面積が広がり、本庁との距離が拡大した地域の支所等の行政水準や防災水準などを維持するための行政経費を要している。
- 合併市町においては、合併による団体規模の拡大により、行財政基盤が強化され、権限移譲なども進展し、行政サービスの向上が図られてきた。
一方で、合併・非合併の市町を問わず、国を上回る職員及び議員数の削減などによる総人件費の削減、一部事務組合や小中学校の統廃合などの行財政改革に取り組み、こうした財源を活用し、活性化のための地域づくりや集落再編等のコミュニティーの維持、人材の育成、経済雇用対策、産業振興、子育て支援など喫緊の行政課題への対応を進めている。
- こうした中、普通交付税については、今年度から合併算定替の減額が始まり、平成33年度までの間で、広島県で400億円、全国では約1兆円が減額されるため、合併市町においては支所や消防署等の運営経費や地域づくりのための経費に係る財源が不足し、行政サービスの水準確保が困難な状況が懸念される。

平成26年度概算要求等の状況

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

- 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定
「平成の合併」により市町村の姿が大きく変化。これに対応して、市町村の財政需要を的確に把握し、地方交付税の算定に反映。

3 合併市町等の実情を踏まえた交付税の算定

(1) 行政区域の拡大に対応した交付税算定

合併市町において、行政区域が大幅に拡大されたことにより、標準団体の設定を見直すとともに、各種行政水準を維持するために必要な経費や、合併により増加した地域づくりに必要な経費は、普通交付税による適切な算定が必要である。

○ 合併市町の支所・出張所等に係る経費の交付税措置の拡充

合併市町においては、面積が著しく拡大し、標準団体以上の行政区域を抱え、人口密度が極めて低く、分散した地域の行政水準を維持するために、普通交付税で算定されている額以上の支所等の維持管理費を必要としており、算定内容の明確化と、これらに対する交付税措置の拡充を図ること。

○ 合併市町の消防署・出張所等の運営経費に対する交付税措置の拡充

合併市町においては、行政区域が著しく拡大したことにより、住民の防災救急体制の水準を維持するため、「消防力の整備指針」を上回る消防署や出張所等を設置しており、標準団体を上回る部分の消防署・出張所の運営経費について、交付税措置の拡充を図ること。

(2) 喫緊の財政需要に対する地方交付税による適切な算定

県内市町においては、社会経済情勢の変化、少子高齢化の進展、人口の減少の進展などにより、まちづくりに対する需要や福祉対策、高齢者対策、経済雇用対策などに、喫緊の財政需要が発生している実態があり、一般財源総額の確保をした上で、地方交付税による適切な算定が必要である。

○ 地域づくりに必要な経費の交付税措置の拡充

少子高齢化、人口減少が深刻化する中で、住民参加によるコミュニティを活性化する経費や、UIJターンによる定住促進に要する経費や公民館等の活用コストなどの喫緊の費用が増加している。これらの今後の地域づくりに必要な経費について、地域の実情を的確に反映させて、必要な経費について交付税措置の拡充を図ること。

○ 喫緊の行政課題等に対応するための経費への措置

(福祉事務所)

広島県内の町においては、社会福祉法により町が設置することができる福祉事務所の設置を進めており、来年度からは、県内すべての町が設置することとなる。福祉事務所の運営経費については、特別交付税で措置されているが、福祉事務所設置は法が予定している町の事務であることから、市と同様に普通交付税での措置を講じること。

(情報通信基盤)

また、情報通信基盤（光回線）は、今日的には人口流出防止や定住促進、企業誘致や産業活性化に必要な不可欠なインフラとなっていることを踏まえ、その更新経費、運営経費について、ナショナルミニマムとしての地方交付税による措置を行うこと。

(その他の行政需要)

市町の行政事務の中には、その経費が地方交付税の財政需要に算定されておらず、決算乖離があるものがある。清掃費については、区域の広域化による影響やリサイクル、分別などにより、普通交付税に算定されている需要額以上の経費を負担している。この他の経費についても、市町の実態を反映した措置をすること。